

## 議第五十五号

岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十六年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号イ中「五十八円」を「五十三円」に改め、同号ロ中「五十八円」を「五十三円」に、「三十四円」を「二十九円」に改め、同条第二号中「百三円」を「九十八円」に、「七十九円」を「七十四円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第十六条の規定は、令和六年四月分として算定する料金から適用する。

## 提 案 説 明

工業用水道料金の単価を改定するため、この条例を定めようとする。

